



平成 21 年 1 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区内神田三丁目 2 番 8 号
ク リ ー ド ・ オ フ ィ ス 投 資 法 人
代表者名 執行役員 山 中 秀 哉
(コード番号：8983)

資産運用会社名

ジャパン・オフィス・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 崎 浩 友
問合せ先 取締役財務部長 砥 綿 久 喜
TEL. 03-6416-1287

規約の変更及び役員等の選任に関するお知らせ

クリード・オフィス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 21 年 1 月 26 日開催の役員会において、平成 21 年 3 月 6 日に開催する予定の第 3 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に関し、規約の変更及び役員等の選任について下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、後記の規約の変更及び役員等の選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が、いちごアセットグループの出資を受け、ジャパン・オフィス・アドバイザーズ株式会社と商号変更したことに伴い、本投資法人のブランドの統一化とイメージ刷新を打ち出すため、商号変更を行うものです。
 - (2) 本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が、東京都渋谷区に本店移転したことに伴い、資産運用業務の効率化のため本投資法人も東京都渋谷区へ移転すべく本店所在地の変更を行うものです。
 - (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、現行規約のうち、投資口電子化の対応に関する変更等を行うものです。
 - (4) 「投資信託及び投資法人に関する法律」、「金融商品取引法」及び「租税特別措置法」並びにその他投資法人及び資産運用会社に関する法令の整備・改正施行に伴い、現行規約の文言等について必要な規定の変更等を行うものです。
 - (5) 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化等を行うものです。
- (規約の変更の詳細については、添付資料「第 3 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員等の選任について

本投資法人の執行役員である田崎浩友(予定)並びに監督役員権田安則及び久米雅彦より、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、あらためて執行役員 1 名及び監督役員 2



名を選任するものです。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員及び補欠監督役員1名を選任するものです。

(役員等の選任の詳細については、添付資料「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

(注) 現執行役員である山中秀哉は平成21年1月31日をもって辞任予定であり、招集通知発送時(平成21年2月19日(予定))においては、関東財務局の選任手続きを経て田崎浩友が一時執行役員に就任予定です。

3. 日程

平成21年1月26日 第3回投資主総会提出議案の役員会承認
平成21年2月19日 第3回投資主総会招集通知の発送(予定)
平成21年3月6日 第3回投資主総会(予定)

<添付資料>

第3回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本資料の配布先：兜町クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.creed-office.co.jp>

投資主各位

平成21年2月19日

東京都千代田区内神田三丁目2番8号
クリード・オフィス投資法人
執行役員 田崎 浩 友

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年3月5日（木曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（当投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. （記載省略）

敬具

記

1. 日 時：平成21年3月6日（金曜日）午前10時

2. 場 所：東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館 1階会議室（ベルサール三田）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・オフィス・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.creed-office.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が、いちごアセットグループの出資を受け、ジャパン・オフィス・アドバイザーズ株式会社と商号変更したことに伴い、本投資法人のブランドの統一化とイメージ刷新を打ち出すため、商号変更を行うものです。
- (2) 本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が、東京都渋谷区に本店移転したことに伴い、資産運用業務の効率化のため本投資法人も東京都渋谷区へ移転すべく本店所在地の変更を行うものです。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、現行規約のうち、投資口電子化の対応に関する変更等を行うものです。
- (4) 「投資信託及び投資法人に関する法律」、「金融商品取引法」及び「租税特別措置法」並びにその他投資法人及び資産運用会社に関する法令の整備・改正施行に伴い、現行規約の文言等について必要な規定の変更等を行うものです。
- (5) 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1条(商 号) 本投資法人は、 <u>クリード・オフィス投資</u> 法人と称し、英文では <u>Creed Office</u> Investment Corporationと表示する。	第1条(商 号) 本投資法人は、 <u>ジャパン・オフィス投資</u> 法人と称し、英文では <u>JAPAN OFFICE</u> Investment Corporationと表示する。

現 行 規 約	変 更 案
第2条（目 的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に<u>掲げる</u>資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。 第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。 第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が<u>発行する投資証券の種類、投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）</u>への記載又は記録、<u>投資証券の再発行</u>その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。 第8条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>実質投資主を含む。以下同じ。</u>）の請求による投資口の払戻しを行わない。	第2条（目 的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に<u>規定する特定</u>資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。 第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。 第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の<u>投資主名簿への記載又は記録、その他の投資口に関する取扱いの手続</u>及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。 第8条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招 集） 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、<u>役員会の承認を得てこれを招集する。</u> 第32条（借入金及び投資法人債発行） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、<u>証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</u> 第34条（金銭の分配の方針） (1) 利益の分配 ② 分配金額は、原則として<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）</u>第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。	第9条（招 集） 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、これを招集する。 第32条（借入金及び投資法人債発行） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、<u>機関投資家（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15第1項に規定する機関投資家をいう。）からの借入れに限るものとする。</u> 第34条（金銭の分配の方針） (1) 利益の分配 ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。

現 行 規 約	変 更 案
第35条（<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬） 本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定める通りとする。 第36条（業務及び事務の委託） 1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。 <u>第38条（短期投資法人債）</u> <u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。）第5条の規定の施行日より有効となることとする。</u> 制定 平成17年11月14日 改訂 平成17年12月28日 改訂 平成19年9月14日	第35条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬） 本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定める通りとする。 第36条（業務及び事務の委託） 1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。 （削除） 制定 平成17年11月14日 改訂 平成17年12月28日 改訂 平成19年9月14日 改訂 平成21年3月6日

現 行 規 約	変 更 案
別紙1 資産運用の対象及び方針 3. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲 (2) 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 ⑤ 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含むが、<u>有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。</u>） ⑥ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>） ⑧ 信託財産を主として不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>） (4) 本投資法人は、上記(1)乃至(3)に掲げるもののほか、次に掲げる資産に投資することができる。 ② 有価証券 ③ <u>金融先物取引に係る権利（投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。）</u>	別紙1 資産運用の対象及び方針 3. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲 (2) 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 ⑤ 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。） ⑥ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 ⑧ 信託財産を主として不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (4) 本投資法人は、上記(1)乃至(3)に掲げるもののほか、次に掲げる資産に投資することができる。 ② <u>有価証券（上記(2)⑤乃至⑧、(3)①乃至④、本(4)⑤、下記(5)④及び⑤に該当するものを除く。）</u> (削除)

現 行 規 約	変 更 案
④ <u>金融デリバティブ取引に係る権利</u>（<u>投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。</u>） ⑤ 金銭債権（<u>投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。</u>） ⑥ 信託財産を本号①乃至⑤に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>） (5) 本投資法人は、必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 ④ 信託財産を本号②及び③に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>） 4. 投資制限 (1) 本投資法人は、上記3.(4)②に掲げる有価証券及び同⑤に掲げる金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。 (2) 本投資法人は、上記3.(4)③に掲げる<u>金融先物取引に係る権利及び同④に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利</u>への投資を、本投資法人に係る為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。	③ <u>デリバティブ取引に係る権利</u>（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第2号に定めるものをいう。</u>） ④ 金銭債権（<u>投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。</u>） ⑤ 信託財産を本号①乃至④に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (5) 本投資法人は、必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 ④ 信託財産を本号②及び③に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 4. 投資制限 (1) 本投資法人は、上記3.(4)②に掲げる有価証券及び同④に掲げる金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。 (2) 本投資法人は、上記3.(4)③に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。

現 行 規 約	変 更 案
別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の通り投資対象資産の種類毎に定める。 (8) <u>金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</u> ① <u>取引所に上場している金融先物取引及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。 ② <u>取引所の相場がない非上場金融先物取引及び非上場金融デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。 ③ <u>上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</u>	別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の通り投資対象資産の種類毎に定める。 (8) <u>デリバティブ取引に係る権利</u> ① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。 ② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。 ③ <u>本号①②にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
別紙3 <u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬 本投資法人が保有する資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。）に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下の<u>とおり</u>とする。 なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座に入金する方法で支払うものとする。 3. 取得報酬 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券の特定資産を取得した場合において、その売買価格に0.5%の料率を乗じて得た金額。但し、運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者からの特定資産の取得については、その売買価格に0.25%の料率を乗じて得た金額。 4. 譲渡報酬 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券の特定資産を譲渡した場合において、その売買価格に0.5%の料率を乗じて得た金額。但し、運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者への特定資産の譲渡については、その売買価格に0.25%の料率を乗じて得た金額。	別紙3 <u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬 本投資法人が保有する資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」という。）に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下の<u>通り</u>とする。 なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座に入金する方法で支払うものとする。 3. 取得報酬 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券の特定資産を取得した場合において、その売買価格に0.5%の料率を乗じて得た金額。但し、<u>資産運用会社</u>の利害関係者取引規程に定める利害関係者からの特定資産の取得については、その売買価格に0.25%の料率を乗じて得た金額。 4. 譲渡報酬 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券の特定資産を譲渡した場合において、その売買価格に0.5%の料率を乗じて得た金額。但し、<u>資産運用会社</u>の利害関係者取引規程に定める利害関係者への特定資産の譲渡については、その売買価格に0.25%の料率を乗じて得た金額。

第2号議案 執行役員1名選任の件

前執行役員の山中秀哉は、平成21年1月31日をもって辞任しており、現在は関東財務局の選任手続きを経て田崎浩友が一時執行役員に就任しております。田崎浩友より本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成21年3月6日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成21年3月6日より2年間となります。

なお、本議案は、平成21年1月26日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
田 崎 浩 友 (昭和37年9月23日)	昭和61年4月 日本たばこ産業株式会社 入社
	平成5年4月 同社 不動産部
	平成11年10月 ジェイティ不動産株式会社 出向 不動産事業部
	平成13年10月 日本たばこ産業株式会社 不動産部
	平成16年2月 フロンティア・リート・マネジメント株式会社 出向 投資運用部
	平成17年4月 株式会社クリード 入社 クリード不動産投資顧問株式会社 出向 アセットマネジメント部バイスプレジデント
	平成17年7月 クリード・リート・アドバイザーズ株式会社(現ジャ パン・オフィス・アドバイザーズ株式会社) 出向 運 用管理部長
	平成18年12月 同社 取締役運用管理部長
	平成19年7月 株式会社クリード リアルエステート・ディビジョン バイスプレジデント
	平成20年12月 クリード・リート・アドバイザーズ株式会社(現ジャ パン・オフィス・アドバイザーズ株式会社) 入社 代 表取締役社長(現任)
	平成21年2月 クリード・オフィス投資法人 執行役員(現在に至る)

1. 上記執行役員候補者は、当投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャ
パン・オフィス・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長であり、平成21年
2月に金融庁長官へ兼職の届出を経て、資産運用会社の代表取締役社長と当投
資法人の執行役員を兼務しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じております。

なお、本議案は、平成21年1月26日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
砥 綿 久 喜 (昭和46年2月11日)	平成5年4月 株式会社第一勧業銀行 入社 平成11年10月 同社 営業第三部 部長代理 平成14年3月 株式会社クリード 入社 財務チーム バイスプレジデント 平成15年11月 同社 投資事業部長 平成17年6月 同社 ポートフォリオマネジメント部長 平成18年10月 クリード・リート・アドバイザーズ株式会社（現ジャパン・オフィス・アドバイザーズ株式会社） 出向 財務部長兼企画管理部長 平成18年12月 同社 取締役財務部長兼企画管理部長 平成20年6月 同社 取締役財務部長 平成20年12月 同社に転籍 取締役財務部長（現在に至る）

1. 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人の投資口を3口保有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・オフィス・アドバイザーズ株式会社の取締役財務部長です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員権田安則及び久米雅彦は、平成21年9月13日をもって任期満了となりますが、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成21年3月6日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成21年3月6日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	権 田 安 則 (昭和32年2月22日)	昭和59年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 小松・友常法律事務所 入所 昭和62年11月 東京平河法律事務所 入所 平成2年7月 ペンシルヴァニア大学ロースクール留学 平成3年7月 ニューヨーク州司法試験合格 東京平河法律事務所パートナー（現任） 平成17年11月 クリード・オフィス投資法人 監督役員（現在に至る）
2	伊 藤 哲 男 (昭和50年6月6日)	平成9年10月 KPMGセンチュリー監査法人（現あずさ監査法人）入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年2月 KPMG LLP ニューヨーク事務所 入所 平成17年12月 伊藤哲男公認会計士事務所 開業 所長（現任） 平成18年9月 株式会社フェニックス・アカウンティング・グループ 設立 代表取締役社長（現任） 平成19年10月 表参道公認会計士共同事務所 設立 パートナー（現在に至る）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも当投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員である小倉秀夫の前の投資主総会における選任の決議の効力は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第163条第3項の定めにより、本投資主総会開始の時までとなっております。監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監督役員1名の選任をお願いしたいと存じております。

補欠監督役員候補者は次の通りです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
小 倉 秀 夫 (昭和43年5月30日)	平成4年3月 早稲田大学法学部卒業 平成6年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 東京平河法律事務所 入所 平成12年4月 中央大学法学部兼任講師就任(現任) 平成13年4月 東京平河法律事務所パートナー(現任) 平成19年9月 クリード・オフィス投資法人 補欠監督役員(現在に至る)

1. 上記補欠監督役員候補者は、当投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

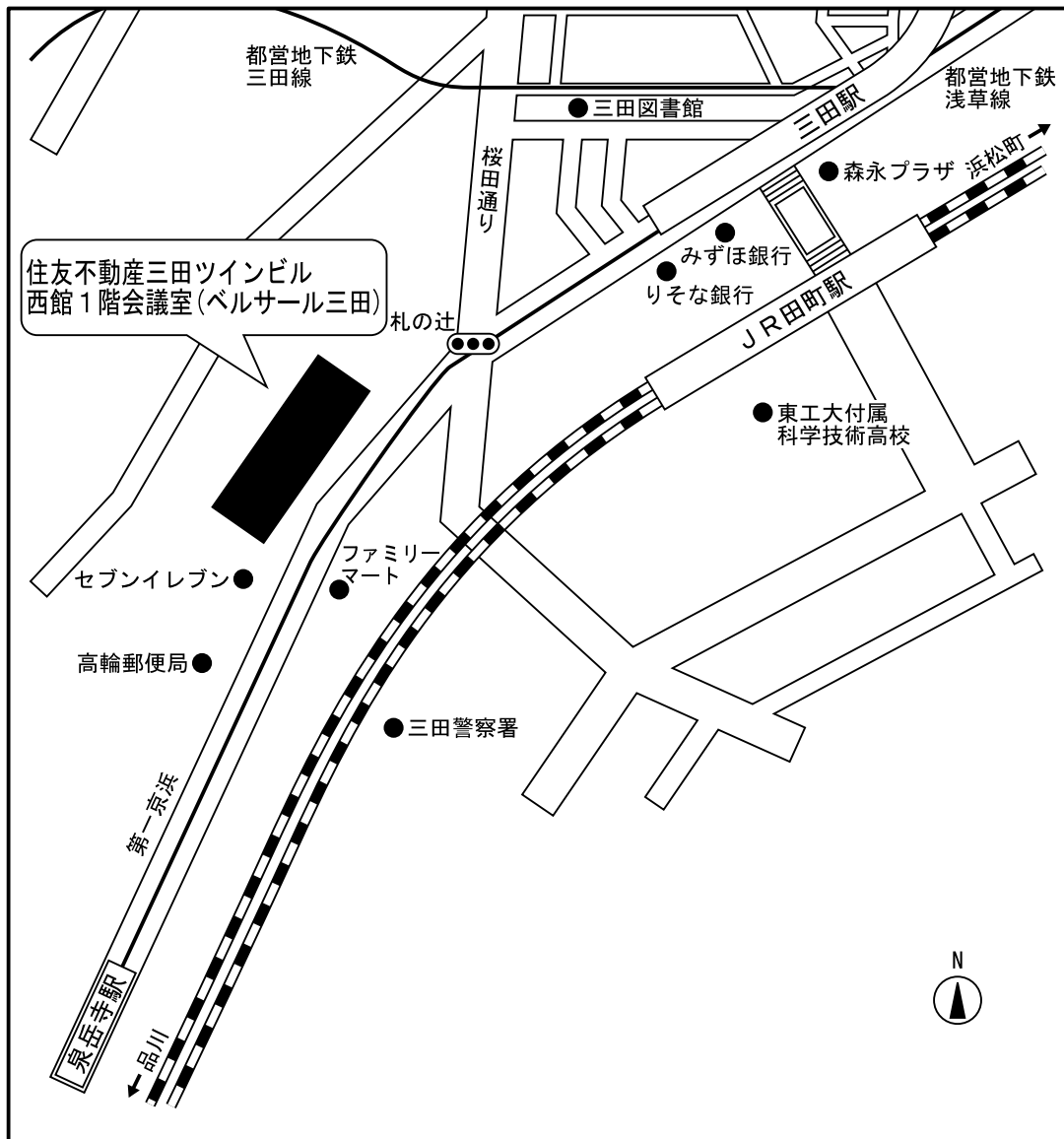
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

投資主総会会場 ご案内図

場 所：東京都港区三田三丁目 5 番27号
住友不動産三田ツインビル西館
1 階会議室（ベルサール三田）



最寄駅：都営地下鉄浅草線・三田線
〈三田駅〉A 1 出口より徒歩 4 分
：J R 山手線・京浜東北線
〈田町駅〉三田口より徒歩 7 分
：都営地下鉄浅草線・京浜急行線
〈泉岳寺駅〉A 4 出口より徒歩 6 分